

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
りたるときは、そ
の翌日)

00596

第4347号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報 火曜日 昭和47年6月6日 1

目次

- ◇告 示 鳥取県農村地域工業導入基本計画の決定
土地の用途廃止
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所
開発行為に関する工事の完了
- 都市計画事業の認可
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- 公有水面の埋立ての免許

告 示

鳥取県告示第四百四号

農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第四条第一項

の規定に基づき、鳥取県農村地域工業導入基本計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農村地域工業導入基本計画

本県産業は、農業を中心とした第1次産業の占める割合が高く、工業の比重が相対的に低い、いわゆる農業型の産業構造であるが、県勢を發展させ生活水準の大幅な向上を図るためには、農業をはじめ既存産業の近代化と生産性の向上を図りつつ、逐次工業の比重を高め、産業構造の高度化を推進する必要がある。

本県の農業は、畜産と果樹等の比重が高く、かなり選択的拡大が進んでいるが、近年、農業をとりまく環境の変化は著しいものがある。このため、農家の兼業化はいつそう顕著となり、全農家の88%に達し、農外所得に依存する度合は増大している。しかも、不安定な農外就労が多く、これが農業の生産性向上に支障をきたし、農業近代化の遅れの主要な要因となっており、今後農業の近代化には多大の努力を必要とする。

一方、本県の工業は、農林水産業の地場資源を原料とする食料品、製材、木工、家具、繊維等を中心として発展してきたが、近年、電気関連工業をはじめとする新規企業の立地が進み、工業構造の高度化が進みつつある。しかしながら、まだ零細な中小企業が大半であり、低生産性部門が多い。今後、これらの企業の近代化を推進し、体質の改善を図るとともに、近代企業の積極的な誘致により工業構造の高度化をいつそう図る必要がある。

このような情勢にあるため、本県人口は他府県へ流出する者が多く、逐年減少が続けており、とくに郡部において著しく、その一部には過疎現象が起つている。今後、県勢の発展を図るためには産業開発による雇用能力の向上が必ず条件である。すでに策定した第二次鳥取県総合開発計画によると、昭和60年までに農業就業者は半減することが考えられており、他産業雇用能力の向上に対する期待は大きく、とりわけ工業開発に対する期待は大きいものがある。

この計画は、このような情勢をふまえ、当面、昭和50年度を目標として、農村地域（農村地域工業導入促進法第2条の規定に基づき米子市・境港市および日吉津村を除く市町村）に工業を積極的かつ計画的に導入し、農業従業者がその希望と能力に従つて工業に就業することを促進するための措置を講じ、あわせて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農工商全の施策を図るとともに雇用構造の高度化に資するものである。

1 導入すべき工業の業種その他農村地域への工業の導入の目標

(1) 本県の農村地域へ工業を導入するに際しては、自然環境の保全、社会環境との調和、公害の防止、適正な土地利用および地場産業との協調に留意しつつ、安定性と成長性のある企業を導入するものとする。この場合において、農業構造の改善に関する施策との連携をとりつつ、離農者および農業従業者（家族を含む。）の雇用にとくに配慮するものとする。

(2) 農村地域における昭和50年度の出荷額の規模は、1,850億円を見込み、そのうち新規に導入する工業の工業出荷額を、おおむね300億円と見込むものとする。新規に導入する工業に必要な労働力は、おおむ

ね6,200人を見込むものとする。

(3) 導入する業種としては、今後の産業構造の高度化および経済の国際化の方向に留意しつつ、電気機械、一般機械、金属工業等雇用効果の大きい内陸型の業種を中心に導入するものとする。

具体的な業種の選定に当つては、自然条件および立地条件、地場産業の現況、農業構造の改善および農業生産の状況との関連等を十分考慮するとともに、公害のおそれのない業種または公害防止設備を完備した企業の導入に留意するものとする。

(4) この計画の推進に当たつては、新産業都市建設基本計画、その他の地域開発計画と密接な連携を保つよう配慮するとともに、自然的社会的条件を考慮して、県内を次のように区分し、工業の導入をより適正かつ迅速に具現するものとする。

東部地区 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡

中部地区 倉吉市、東伯郡

西部地区 西伯郡、日野郡

2 農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標

(1) 工業の導入に伴い新たに増加する労働力の需要に対しては、通勤による就業形態を主体として周辺地域の農業従事者を重点的にあてるものとする。

農業従事者の工業への就業については、農業構造の改善、農業技術の向上等地域農業経営の動向をふまえて、農業労働力の確保に十分留意しつつ、これを促進するものとする。

とくに、中・高年齢層および出かせぎ者の地元における就業が可能となるよう配慮するものとする。

(2) 昭和50年度までに農業から他産業へ転職する者は、おおむね7,600人と見込まれるが、このうち農村地域に導入される工業に就業させる者は、おおむね2,900人とし、このほか、農家子弟の新規学卒者の1,300人を見込み、あわせて4,200人の農業従事者の工業への就業を見込むものとする。

(3) 工業の導入に当たっては、供給される労働力が、中高年齢層を主体とするので、導入企業の事前の調査あるいは指導を通じ、適正な労働条件の確保および安全な職場環境の整備に努めるものとする。

3 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

(1) 農村地域への工業の導入を契機として農業の構造改善を促進するため、次の事項に配慮する。

ア 農用地等の流動化促進と経営規模の拡大

農業に生活の本拠をおき、農業によつて自立を図ろうとする自立経営志向農家が、生産性の高い農業経営の基盤を確立しようとするよう、農業経営規模の拡大および農地保有の合理化を促進するとともに、ほ場整備等の生産基盤整備と関連させながら農地の集団化に努める。

この場合、とくに導入された工業に就業した者の農用地等が、その周辺の自立経営を志向する農業従事者の経営規模拡大に資するよう、農用地等の適正な流動化を促進する。

イ 土地基盤整備および農用地の保全

ほ場整備、農道整備等土地基盤の整備を行ない、高性能機械の導入による生産性の向上に努める。また工業導入地区周辺の農地の保

全、用排水施設の整備については、とくに留意するものとする。

ウ 生産体制の組織化

工業の導入により、当面は、自立経営志向農家と導入される工業等への就業者との両極分化の傾向が強まると思われるので、作目の特性に応じて、機械の共同利用、農作業の受委託、経営受託等兼業農家をも包含した各種の集団的営農組織化を図り、規模が大きく、省力化された生産性の高い農業経営または農作業単位を育成するものとする。

(2) 昭和45年から昭和50年までに4,800戸の離農を、また、自立経営農家4,200戸の育成を見込んでいるが、農村地域への工業導入により、農業の経営構造の体質改善をいっそう促進することとし、農業所得おおむね1.3倍、農業就業者1人当たり農業所得1.7倍を見込むものとする。

農業構造の改善の目標

区分	県計				東部		中部		西部			
	45年		50年		45年	50年	45年	50年	45年	50年		
	戸	うち 農村地域	戸	うち 農村地域	戸	戸	戸	戸	戸	うち 農村地域		
農家戸数	56,663	48,870	51,110	44,060	21,679	19,260	14,860	13,590	20,124	12,331	18,260	11,210
	6,790	5,819	4,980	4,215	1,639	1,610	2,483	1,580	2,668	1,697	1,790	1,025
兼業農家	49,873	43,051	46,130	39,845	20,040	17,650	12,377	12,012	17,456	10,634	16,470	10,185
農業就業者数	94,450	82,230	72,900	64,060	33,620	25,600	24,460	20,990	36,370	24,150	26,310	17,470
耕地面積	50,600 ha	45,200 ha	50,610 ha	45,360 ha	17,500 ha	17,860 ha	14,200 ha	14,220 ha	18,900 ha	13,500 ha	18,530 ha	13,280 ha
農業粗生産額	34,525 百万円	29,530 百万円	48,501 百万円	41,345 百万円	10,850 百万円	14,878 百万円	10,486 百万円	14,421 百万円	13,189 百万円	8,194 百万円	19,202 百万円	12,046 百万円
米	12,374	11,235	14,206	12,874	4,990	5,482	3,049	3,555	4,335	3,196	5,169	3,837
野菜	3,865	2,972	5,503	4,244	951	1,474	1,422	1,891	1,492	599	2,138	879
果実	3,708	3,646	6,833	6,702	1,461	2,903	1,744	2,780	503	441	1,150	1,019
畜産	10,335	8,114	16,181	12,629	2,353	3,574	2,865	4,242	5,117	2,896	8,365	4,813
その他	4,243	3,563	5,778	4,896	1,095	1,445	1,406	1,953	1,742	1,062	2,380	1,493
生産農業所得	18,348	15,966	24,885	21,492	6,124	8,288	5,701	7,495	6,523	4,141	9,100	5,709
経営規模 (1戸当たり)	89.3 千円	92.5 千円	90.3 千円	103.0 千円	80.7 千円	92.7 千円	95.6 千円	104.6 千円	93.9 千円	109.4 千円	101.5 千円	118.5 千円
農業生産性 (10アール当たり)	36.3 千円	35.3 千円	49.2 千円	47.4 千円	35.0 千円	46.4 千円	40.1 千円	52.7 千円	34.5 千円	30.7 千円	49.1 千円	43.0 千円
労働生産性 (就業者1人当たり)	194.3	194.2	341.4	335.5	182.2	323.8	233.1	357.1	179.3	171.5	345.9	326.8
農業所得 (農家1戸当たり)	308.8	326.7	486.9	487.8	282.5	430.3	383.6	551.5	324.1	335.8	493.4	509.3

4 工業の導入に伴う工場用地と農用地等との利用の調整に関する方針
農村地域の土地利用計画については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、全市町村を対象に農業振興地域を指定し、農業振興地域整備計画を樹立することとなっており、これにより農村地域における今後農用地等として保全すべき土地とその他の土地との利用区分が明確にされる。したがって農業投資との調整等周辺農業への影響に留意しつつ

ア 農用地区域が定められている場合における調整方針については、市町村整備計画が定められている市町村に工業導入地区を設定する場合には、当該整備計画中の農用地利用計画において農用地区域としている区域外にその工業導入地区を設定するものとする。ただし、農用地区域外の土地の地形および広がり等の立地条件を考慮して農用地区域外に工業導入地区を設定することが困難であり、かつ、工業導入地区の設定のための農用地利用計画の変更により変更後の農用地利用計画に支障を及ぼすものでないことが明白な場合には、当該農用地利用計画の変更により、対処することができるものとする。

イ 農用地区域が定められていない場合における農用地区域の設定に関する指導方針については、市町村における総合的かつ計画的な土地利用の観点から、今後における工業および農業の振興の方向と合理的な工業用地および農用地の利用について、検討のうえ、農用地区域の設定基準に合致するような集団的な優良農用地は極力避けつつ、工業導入地区を設定するものとする。

ウ 農用地区域が定められていない場合における農用地区域の設定までの調整方針については、農業振興地域または同指定予定地域を含む市

町村であつて、まだ農用地利用計画が定められていない市町村の区域内に工業導入地区を設定する場合にあつては、この計画の考え方およびその決定予定時期について実施計画に定めるか、または実施計画の参考資料とするものとする。

5 工業用地その他の施設の整備に関する事項

(1) 工業の導入に伴い必要となる工場用地については、市部周辺に基幹的企業の導入を図るための拠点的工場団地を確保することとし、町村部の立地条件に恵まれた地域に中規模団地を選定し、さらに、その他の地域についても、地域の実情に応じた工場を誘導するための団地を選定するものとする。このため、昭和50年度までに、関連施設用地を含め、おおむね120ヘクタールの用地の確保を計画的に進めるとともに、地価の安定に配慮するほか水田の転用促進を図るものとする。

なお、農村地域工業導入関連農業基盤整備事業の活用を考慮するものとする。

(2) 道路網の整備による時間的距離の短縮が工業立地に不可欠の要因であることにかんがみ、昭和50年度までに主要地方道、一般県道、重要市町村道の整備を促進するとともに、基幹となる工場用地と市町村の工業導入地区を連結する道路網の整備を図るものとする。その他、用排水路、通信運輸施設、電力等の産業関連施設についても、その整備を積極的に推進するものとする。

(3) 工業の導入に当たっては、住宅、流通機構等の整備を積極的に促進するものとし、あわせて地域住民の福祉の向上を図るため、教育文化、レクリエーション、医療、福祉施設等の整備充実を極力推進し、魅力ある生活環境の醸成に努めるものとする。

6 労働力の需給の調整および農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

(1) 農業従業者は、今後、経営の近代化、農作業の省力化、高齢者の引退等により、昭和45年から5箇年間に18,200人減少し、50年には64,100人程度と見込まれる。一方、工業従業者は新たな工業の導入により6,200人増加して42,800人程度と見込まれる。

農業従業者の減少する過程で約7,600人が他産業へ転職するものと見込まれるが、このうち工業へ2,900人程度就労するものと見込む。

なお、工業従業者は、交替補充を含め9,900人をこの期間に必要とするが、農業からの転職者2,900人、新規学卒者4,100人、その他非労働の労働力化2,900人をあてるものとする。

これら、労働力の流動化を円滑に行なうため、各産業間の調整を考慮し、所要の措置を講ずることとする。

(2) 農村地域の工業に、農業従事者がその希望および適性と能力に応じ、円滑に就業できるよう、次の施策を実施するものとする。

ア 職業紹介体制の強化

農業従事者が導入される工業に就業できるよう、工業導入地区には優先的に農業者転職相談員の配置および農村人材銀行を設置するほか、また、必要に応じ、農村巡回職業相談所の開設等により職業紹介組織を拡大強化するとともに、農業従事者の特性に十分留意しつつ、きめ細かな職業相談、職業指導および職業紹介の体制を確立するものとする。

とくに、中高年齢者の就業を促進するための職業訓練の推進を図るとともに、これらの者を雇用する企業については、今後農業者転

職援助金制度の適用を積極的に行なうものとする。

また、導入企業の労働条件、職業の内容および地域労働市場に関する情報の積極的な収集提供に努めるものとする。

イ 職業訓練の実施

職業訓練は、公共職業訓練施設を有効に活用するほか、必要な地区に短期の簡易職業訓練施設を設置し、訓練手当を支給しながら農業従事者の希望ならびに企業の要請に即した職業訓練または職場適応訓練を実施するものとする。

7 農村地域への工業の導入と相まつて、農業構造の改善を促進するため、に必要な農業生産の基盤の整備および開発その他の事業に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備開発

農業の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備および開発を進めるものとし、とくに農村地域工業導入関連農業基盤整備事業の積極的な活用を図り、は場整備事業、農道整備事業等を実施する。

(2) 農地保有の合理化および協業等集团的生産組織の育成

農地保有合理化法人、農業者年金基金および農業委員会のおつせん事業等を活用し、経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図るとともに、農作業の受委託および経営受託の事業その他協業等集团的生産組織の育成のための事業を実施する。

(3) 農業施設の整備

広域営農団地整備計画に基づく諸事業、農業構造改善事業等を通じて高性能な農業機械の導入、農業生産近代化施設および流通加工施設等の整備を進める。

農業生産基盤整備目標

区分	昭和46～50年整備目標量			
	総数	東部	中部	西部
は場整備事業	5,059 ha	1,900 ha	1,349 ha	1,810 ha
農地造成事業	1,369	576	127	666
草地造成事業	949	666	175	108
農道整備事業	266 km	65 km	63 km	138 km
用排水改良事業	5,410 ha	749 ha	2,281 ha	2,380 ha

8 農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

本県は、豊かな観光資源・すぐれた自然環境に恵まれ、国民の保養の場として国家的な要請もあることを考慮し、人の健康に害を及ぼす物質を排出する企業および自然破壊の恐れのある企業の導入については、原則として行なわないものとする。

なお、企業の導入に当たっては、公害関連法、鳥取県公害防止条例の規定基準に適合する防止施設の設置の保証がない限り、操業を認めないものとする。

鳥取県告示第四百五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年六月六日から用途廃止した。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市向国安字外鼻弦四一九ノ二番地先		一一七・九九	水路敷

鳥取県告示第四百六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年六月六日から用途廃止した。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市陽田町一ノ二番地先から同市陽田町一四ノ二番地先まで		四〇・三六	水路敷

鳥取県告示第四百七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市米原南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同法同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八田 春睦 米子市西福原一九九
 近藤 沢 " 一三八ノ一
 本田 勇 " 三三四
 森村 岩雄 " 三六二ノ一
 河上 徳寿 " 一九七
 中山 倉造 米子市米原五八九
 小林 龍一 " 五三五
 西本源 治 " 六九五
 高辻 哲 " 六七二
 早川 吉治 " 一四〇六ノ十四

鳥取県告示第四百八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年九月四日 鳥取県指令受都計第千四百七十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東町一〇五

米子市農業協同組合

組合長理事 山里 豊

鳥取県告示第四百九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年七月十五日 鳥取県指令受都計第千三百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉方温泉四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尼崎市南初島町一三

株式会社 西武スポーツランド関西

取締役社長 堤 清

鳥取県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画法事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二十一号公園大平公園

三 事業施行期間

昭和四十七年六月六日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市瓦町地内

鳥取県告示第四百十一号

蒲生川水系に係る二級河川蒲生川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百十二号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

蒲生川水系に係る二級河川蒲生川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年六月六日

三 廃川敷地の位置

岩美郡岩美町大字岩本字沓井屋敷一、一四四番の四地先から同町大字岩本字沓井屋敷一、一四六番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一〇四・八三平方メートル

鳥取県告示第四百十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十七年三月三十日

二 免許を受けた者

鳥取市東町一丁目二百二十番地

漁港管理者 鳥取県

三 埋立ての場所及び面積

境港市昭和町九番地一地先

一二、九五六・〇四五平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設の敷地の造成のため

五 埋立工事の期限

昭和四十八年三月三十一日